

議案第15号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「8,000円」を「8,300円」に、「6,200円」を「6,400円」に改める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。